

家庭用コージェネレーション・給湯暖房システム契約
(選択約款)

2026年9月1日実施

高岡ガス株式会社

家庭用コージェネレーション・給湯暖房システム契約 目次

1. 目的		1
2. この選択約款の変更		1
3. 用語の定義		1
4. 適用条件		1
5. 契約の成立、期間、変更および終了		2
6. 使用量の算定		2
7. 料金		2
8. 単位料金の調整		3
9. その他		3
附 則		
1. この選択約款の実施期日		4
2. この選択約款の揭示		4
3. この選択約款の実施に伴う切替措置		4
別 表		
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法		5
2. 料金表		6

1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステム又は給湯暖房システムの普及を通じ当社（導管部門）の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び(4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (2) 「家庭用給湯暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うとともに給湯も行うシステムをいいます。
- (3) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (5) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (8) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) お客さまが、家庭用としてコージェネレーションシステム又は給湯暖房システムを専用住宅又は併用住宅に所有し、その同一需要場所におけるガス使用量を1 個のガスメーターで算定する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。
- (2) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池の定格発電出力（機器容量）が5kW 以下であること。

5. 契約の成立、期間、変更および終了

- (1) この選択約款に基づくガス需給契約（以下「本契約」といいます。）は、お客さまからのお申込みに対し、当社が承諾したときに成立し、その成立した日を契約成立日とします。
- (2) 本契約のお申込みは、当社が別に定める方法により行っていただきます。
- (3) 当社は、本契約の成立に先立ち、契約の成立、継続、変更および終了に関する重要な事項について、法令に基づき重要事項説明書等によりあらかじめ説明を行います。
- (4) 前項の説明および契約締結時における書面（重要事項説明書等を含みます。）の交付は、当社が別に定める方法（書面または電磁的方法等）により行います。
- (5) お客さまは、本契約について、契約成立日の属する月の翌月を起算月とし、起算月から12か月目の定例検針日まで継続するものとします。
- (6) 前項に定める契約期間の満了に際し、契約期間満了日の前日までに、お客さまから本契約を終了する旨の申出がない限り、本契約は同一条件でさらに12か月間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。
- (7) 前項の自動更新にあたり、お客さまは、ガス事業法第14条第1項に基づく更新前の供給条件の説明を要しないこと、および同法第14条第2項の書面の交付を要しないことにあらかじめ同意するものとします。
- (8) 第(6)項の自動更新に伴う同法第15条第1項に基づく契約締結後の書面交付について、お客さまは、法令に基づき記載事項のうち主要な項目（事業者名、更新日、更新後の契約期間、供給地点特定番号）を毎年1回の「ガスご使用量のお知らせ（検針票）」への記載をもって代えることにより、当該記載内容とすることにあらかじめ同意するものとします。また、当該書面の交付は、同票への印字（電磁的方法を含みます。）をもって、全お客さま分を一斉に通知（交付）させていただきます。
- (9) お客さまは、当社が別に定める方法により、本契約の終了（解約）または他の選択約款への変更を申し出ることができます。この場合の申出期限、手続方法、および終了に伴う精算その他必要な事項は、当社が別に定める重要事項説明書または終了手続案内等によるものとします。
- (10) 本契約の成立日から12か月を経過しない期間内（初期契約期間内）において、お客さまから他の選択約款への変更のお申込みがあった場合、当社は、次項に定める場合を除き、当該変更のお申込みを承諾しないことがあります。なお、第(6)項に基づき本契約が自動更新された後の期間（2年目以降）においては、本項の制限は適用せず、お客さまはいつでも他の選択約款への変更を申し出ることができるものとします。
- (11) 前項の規定にかかわらず、当該変更のお申込みまたは本契約の終了の申出が、次のいずれかに該当する場合には、前項の制限は適用しません。

イ ガス小売供給約款（一般料金等）による契約への変更

ロ ガスの使用形態に影響を及ぼす設備の変更

ハ 引越し（転居）、建物の改築・解体等に伴う本契約の解約または一時的な不使用

ニ その他、お客さまの責めに帰すことができないやむを得ない事由がある場合

6. 使用量の算定

当社は、当社（導管部門）より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税

相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、基準単位料金又は8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1.(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.086 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

87,500円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1.(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9461$$

$$+ \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0588$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社事務所に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2026年9月1日から実施いたします。

2. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、当社事務所のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の家庭用コージェネレーション・給湯暖房システム契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

3. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、料金算定期間の末日が2026年9月1日から同月末日に属する料金算定期間の早収料金は、2026年8月31日まで適用の約款に基づき算定するものいたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から当年3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から当年4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から当年5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から当年6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から当年7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から当年8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から当年9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれの次の算定により算定いたします。（小数点以下の端数切捨て）
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2, 8 7 5 . 0 0 円
--------------------	------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 3 2 . 6 5 円
-------------	---------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8.の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。